⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　評価項目　工事目的物の性能・機能に関する事項の「トンネル掘削時の施工（観測）方法」、「覆工コンクリートの品質管理」、社会的要請に関する事項の「安全管理１」、「安全管理２」を評価項目とする。

なお、技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案やプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不採用とする。

⑶　評価内容

技術提案は、「安全管理２」を除き評価項目毎に２提案以内とし、３提案以上の場合は、不可（不採用：０点）とする。技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。

「安全管理２」の技術提案は、１提案以内とし、２提案以上及び、技術提案が無い場合は、不可（不採用：０点）とする。

なお、技術提案書の枚数は、提案数に係わらず説明図面及び写真等を含み評価項目ごとにＡ４版片面２枚以内、全体でＡ４版片面８枚以内とし、規定枚数を超えた場合は全て不採用とする。

提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。ただし、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。

ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは、不採用とする。

以下の例のような提案は複数提案とみなし、全て不採用とする。

【複数提案とみなす例】

技術提案：○○による作業従事者の安全対策

実施方法等：●●を設置する。

▲▲を実施する。

■■を配置する。

それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。

※交通保安要員の追加配置と発注者が判断したものは不採用とする。

※車線規制に用いる規制材の追加・変更と発注者が判断したものは不採用とする。

※技術提案の実施において第三者協議が必要と発注者が判断したものは不採用とする。

※技術提案のうち、過度に費用がかかると発注者が判断したものは不採用とする。

工事目的物の性能・機能に関する事項

①　トンネル掘削時の施工（観測）方法

湯触トンネル西側坑口部（上下線）における地質脆弱部（上り線：ＳＴＡ248＋65.0～ＳＴＡ249＋83.0　Ｌ＝118m、下り線：ＳＴＡ248＋90.0～ＳＴＡ249＋91.0　Ｌ＝101m）の観測方法とその体制について、期待できる効果を含めて記述する。

※追加探査ボーリングによる地山確認は不採用とする。

※用地外での観測や第三者の協議が必要となる技術提案は不採用とする。

②　覆工コンクリートの品質管理　トンネル覆工コンクリートの品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。

※コンクリート配合の変更又は添加剤の追加等が伴う材料自体の変更と発注者が判断した技術提案は不採用とする。

社会的要請に関する事項

③　安全管理１　トンネル坑内並びに設計図書で指定する一般道を使用した土運搬時における安全対策について、期待できる効果を含めて記載する。

※設計図書で示された安全施設類(標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明、仮設歩道等）の追加・変更と発注者が判断した技術提案は不採用とする。

④　安全管理２　労働安全衛生マネジメントシステムを導入し、組織的かつ継続的に安全管理活動を行うための計画について記述する。

※労働安全衛生マネジメントシステムは、ＩＬＯのＯＳＨＭＳガイドライン（ＩＬＯ－ＯＳＨ－2001)、日本のＯＳＨＭＳガイドライン（厚生労働省「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（1999.4)」）または業種別・規模別のＯＳＨＭＳガイドライン(「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（ＣＯＨＳＭＳ）ガイドライン」の導入とする。ただし、受注者独自の社内システムを構築している場合は、その活用も可能とする。

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優　技術提案が適切であり、優れた工夫がみられる。

良　技術提案が適切であり、工夫がみられる。

可　技術提案が適切であるが、標準的である。

不可（不採用）　技術提案が求めた内容に合致していない、若しくは、提案内容が不適切である。

⑷　評価点の付与方法

【判定方式】

評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良／可を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

工事目的物の性能・機能に関する事項

①　トンネル掘削時の施工（観測）方法

・技術評価点（30点）優30点・良15点・可０点

②　覆工コンクリートの品質管理

・技術評価点（30点）優30点・良15点・可０点

社会的要請に関する事項

③　安全管理１

・技術評価点（20点）優20点・良10点・可０点

④　安全管理２

・技術評価点（20点）優20点・良10点・可０点

技術提案項目ごとの評価については、各提案の平均値により評価する。

（評価例）

Ａ社の技術提案項目に対する提案（２提案）の各評価点が30（優）・15（良）の場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝45（点）／２（提案可能数）＝22.50点

Ｂ社の技術提案項目に対する提案（１提案）の評価点が30（優）の場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝30（点）／２（提案可能数）＝15.00点

⑸　落札者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　総合評価点：（技術評価点×α）＋(価格評価点×0.5)

αの値は「0.2」とする。

②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③　価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）

((Ｐ／Ｌ×100)－50)／（Ｘ／Ｌ－0.5)（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）

100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ)（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）

ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格　Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格　Ｓ：調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。